

第百二十六回国会 参議院厚生委員会會議録第十二号

平成五年六月八日(火曜日)

午後二時一分開会

委員の異動

六月三日

辞任

今井 澄君

辞任

泉 信也君
山崎 正昭君
西野 康雄君

補欠選任

尾辻 秀久君
大島 慶久君
今井 澄君

補欠選任

西野 康雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

細谷 昭雄君

木暮 山人君
前島英三郎君
菅野 壽君
木庭健太郎君

石井 道子君
尾辻 秀久君
大島 慶久君
大浜 方栄君
南野知恵子君
糸久八重子君
今井 澄君
日下部禮代子君
横尾 和伸君
勝木 健司君
西山登紀子君
栗森 喬君

衆議院議員

厚生委員長 浦野 休興君

国務大臣

厚生大臣 丹羽 雄哉君

政府委員

厚生省保健医療局長 谷 修一君

事務局側

常任委員会専門員 水野 国利君

本日の会議に付した案件

○精神保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(細谷昭雄君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る四日、泉信也君及び山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として尾辻秀久君及び大島慶久君が選任されました。

○委員長(細谷昭雄君) 精神保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。丹羽厚生大臣。

○国務大臣(丹羽雄哉君) ただいま議題となりました精神保健法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

精神保健対策につきましては、昭和六十二年の精神衛生法の改正後、さまざまな改善が見られるところであり、今日なお、精神障害者等の社会復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施することが重要な課題となっております。こうした状況を踏まえ、今般、精神保健法その

他の関係法律を見直すこととし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、精神障害者に対し、地域において共同生活を営むための援助を行う地域生活援助事業を法定化し、あわせて社会福祉事業として位置づけることとしております。

第二に、厚生大臣が指定する法人に、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練指導等に関する研究開発等を行わせることとしております。

第三に、仮入院の期間の限度を一週間に短縮することとしております。

以上のほか、大都市の特例の創設、精神障害者に係る資格制限の見直し等を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、政令で定める日としておりますが、大都市の特例に係る事項は平成八年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましても、衆議院において修正が行われたところであり、何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(細谷昭雄君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、衆議院厚生委員長浦野休興君から説明を聴取いたします。浦野君。

○衆議院議員(浦野休興君) 精神保健法等の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の規定の施行の状況及び精神保健を取り巻く環境の変化を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、

その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(細谷昭雄君) 以上で趣旨説明の聴取及び修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五分散会

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二三三九号)

一、人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願(第二三五二号)

一、保育所等社会福祉施設に係る職員配置基準等の抜本的な改善に関する請願(第二三六〇号)

一、保育所措置費国庫負担制度の堅持に関する請願(第二三六一号)

一、重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願(第二三六二号)

一、重度障害者施設等の男性介護職員の養成・配置等に関する請願(第二三六三号)

不可欠であり、現行の措置費における職員配置基準及び人件費基準等について抜本的な改善を講ずる必要がある。ついでには、保育所等社会福祉施設に係る措置費の抜本的な改善等を行い、社会福祉事業従事者の養成・確保について実効性のある措置を講ぜられたい。

第二三六二号 平成五年五月二十一日受理
保育所措置費国庫負担制度の堅持に関する請願
請願者 長野市三輪九ノ四〇ノ一二 三上 孝一郎 牧君
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二三六三号 平成五年五月二十一日受理
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願
請願者 長野市三輪九ノ四〇ノ一二 三上 孝一郎 牧君
紹介議員 村沢 牧君

重度心身障害者を抱えた両親又は介護者が、高齢化や健康状態により、自らが老人ホーム等に入所しなければならなくなった場合、現行の制度では、家族が別々の生活を余儀なくされている。これは、寝たきり老人とその介護者にとっても同じことが言える。このような状況の中で、家族のきずなを保ち、その支えが必要な場合には、同居可能な社会福祉施設が望まれているところである。ついでには、重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設定について法的措置を講ぜられたい。

第二三六三三号 平成五年五月二十一日受理
重度障害者施設等の男性介護職員の養成・配置等に関する請願
請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田 竜彦
紹介議員 村沢 牧君

高齢化の急速な進行及び障害の重度化等に伴い、

介護を要する高齢者や障害者の数は年々増加してきており、その介護に従事する職員の養成・確保は緊急の課題となっている。介護職員の多くは女性に占められているが、寝たきり老人や重度障害者等を処遇する社会福祉施設等においては、女性だけでは体力的に負担が大きいため、男性介護職員を適切に配置する必要性が高まってきた。また、介護職員の養成・確保を図るためには、待遇改善により働きがいのある職場とすることが不可欠である。ついでには、重度障害者施設等において介護業務に従事する男性職員の養成及び配置に配意するとともに、介護職員の一層の待遇改善を図られたい。

第二三六四号 平成五年五月二十一日受理
高齢者保健福祉施策の充実に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六 四〇 森田恒雄
紹介議員 村沢 牧君

我が国は、世界でも例を見ない速さで高齢化が進み、平成三十七年には、全人口の二五・八％、国民の約四人に一人が六十五歳以上という本格的な高齢化社会になるものと予想されている。こうした状況の中で、国は、平成二年度から「高齢者保健福祉推進十か年戦略」をスタートさせるとともに、福祉サービスを地域の実情に応じて市町村で一体的に実施する等を内容とする老人福祉法等の改正を行い、高齢化社会への総合的な対応に向けて第一歩を踏み出したところである。取り分け長野県においては、全国に比べ高齢化が約十年早く進んでおり、その対応が急務となっている。ついでには、高齢者の保健福祉の充実強化を図るため、増加が見込まれる寝たきり老人、痴呆（ほう）性老人等要介護老人対策の一環として、ホームヘルプサービスやデイサービス等在宅福祉施策の充実とともに、特別養護老人ホーム及び老人保健施設等の整備拡充に必要な財源のより一層の確保を図られたい。

第二三七四号 平成五年五月二十一日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三〇〇号と同じである。

第二三七五号 平成五年五月二十一日受理
介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三〇一号と同じである。

第二三七六号 平成五年五月二十一日受理
寒冷地における重度障害者対策に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三〇二号と同じである。

第二三七七号 平成五年五月二十一日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三〇四号と同じである。

第二三七九号 平成五年五月二十一日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

第二三八〇号 平成五年五月二十一日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三〇六号と同じである。

第二三八一号 平成五年五月二十一日受理
重度頭（けい）髄損傷者に対する人工呼吸器支給に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三〇七号と同じである。

第二三八五号 平成五年五月二十一日受理
身体障害者への移動電話の貸与に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三一一号と同じである。

第二三八六号 平成五年五月二十一日受理
脊（せき）髄神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第二三八七号 平成五年五月二十一日受理
脊（せき）髄損傷者の入院時における付添看護人に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一三一二号と同じである。

第二三八八号 平成五年五月二十一日受理
電動車いすの支給基準緩和に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五 六ノ一 団義則
紹介議員 坂野 重信君

四

六ノ一 團義則
紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第一三二四号と同じである。

第三九〇号 平成五年五月二十一日受理
無年金重度障害者の救済策の早期策定に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津五
六ノ一 団義則

この請願の趣旨は、第二三一六号と同じである。

第三九五号 平成五年五月二十一日受理

イルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願
請願者 東京都足立区青井五ノ一ノ二七
ノ四一〇 江上明子外八百名

我が国のウィルス肝炎患者は二百万人、キャリア（ウィルス感染者）は二百六十万人と推計され、「第二の国民病」としてその克服は、二十一世紀に向けて大きな課題となっている。予防対策についてはB型肝炎はほぼ確立され、C型肝炎は精度の高い検査薬の導入で輸血後肝炎が激減するななど、明るい見通しが持てるようになった。また、治療面では、インターフェロンがC型慢性活動性肝炎の治療薬として健保適用となり、完治する可能性も出ている。しかし、効果が期待できる軽い慢性肝炎には使えないなどの制限もあり、早期治療・社会復帰への道を困難にしている。肝炎患者の多くは働き盛りの男性に集中し、長期の療養を強いられるため、本人はもとより家族の生活は厳しい状況に置かれている。その上、「肝炎はすぐ移る怖い病気」という誤った情報がはんぱしているために、患者やキャリアは職場や生活の場ではないわれない差別と偏見に苦しんでいる。ウィルス肝炎の主要な感染経路は、母子感染、輸血以外に過去の一人一針・一筒以前の予防接種や医療行為によることが明らかになり、患者やキャリアは医療行政の被害者と言っても過言ではない。予防防

策に光明が見えた今、国は患者やその家族が安心して医療が受けられるよう制度・施策の拡充を講ずるべきである。については、次の事項について実現を図りたい。

一、肝炎患者とキヤリア（ウィルス感染者）に対する差別や偏見を無くすために、必要な予算を確保して肝炎の正しい知識の普及と有効・適切な措置を講ずること。

二、肝炎の予防・治療の研究費を大幅に増額して集中的に研究し、早期に予防・治療法を確立すること。

三、インターフェロン治療の対象を、C型慢性非活動性肝炎にも適用範囲を拡大すること。また、B型肝炎の治療は、適切な用法、用量とすること。

四、長期療養が必要なウィルス肝炎患者に対し、
国として医療費公費負担制度を確立すること。

第三三九六号 平成五年五月二十一日受理

ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願者 北海道紋別郡遠軽町南町一丁目 佐藤しづ子外八百名

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第三三九八号 平成五年五月二十一日受理

保育所等社会福祉施設に係る職員配置基準等の抜本的な改善に関する請願

この請願の趣旨は、第二三六〇号と同じである。

第二三九九号 平成五年五月二十一日受理
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同
店可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
 溝上正男
 紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第三三六二号と同じである。

第二四〇〇号 平成五年五月二十一日受理
重度障害者施設等の男性介護職員の養成・配置等
に関する請願

請願者 長野県伊那市西春近四〇五
溝上正男

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四〇一号 平成五年五月二十一日受理

高齡者保健福祉施策の充実に関する請願
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二

紹介議員 今井 澄君

第二四〇五号 平成五年五月二十一日受理

ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願
 請願者 名古屋市中区鳴浜町二ノ四七 永
 島佐一外八百三十名

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第二四〇六号 平成五年五月二十一日受理

臓器移植実施のための法制化に関する請願
請願者 千葉県柏市光ヶ丘団地一〇六ノ一
四 稲葉久子外二千名

胆道閉塞症に対する手術方法は様々な工夫と改良がなされ、多くの患者が救われている。しかしながら病状が進行し、肝硬変となった子供たちを救う唯一残された治療法は肝臓移植である。欧米各国では日常の医療として定着し実施されている「臓器移植」は、我が国においては全く進んでいないのが現状である。平成四年一月「臨時脳死及び臓器移植調査会」は脳死を人の死と認め、臓器移植の社会的必要性と意義を認める最終答申を政府に提出したが、依然として脳死からの移植は実

施されていない。そのため、患者及び家族は「生体肝臓移植」か「海外での脳死肝臓移植」とその道を求めて苦渋を強いられている。しかし、多くの患者は移植を願いつつ命尽きている。ついでには「移植」を待ち続けている患者・家族の願いを理解し、次の事項について実現を図られたい。

一、臓器移植が唯一の治療方法である患者のために移植医療が行えるよう法的措置を早急に講ずること。

第二四〇七号 平成五年五月二十一日受理

保育所設置費、国库負担制度の堅持に關する請願
請願者 長野県駒ヶ根市飯坂一ノ一七ノ二

二 中原嘉之吉
紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請

請願者 秋田県仙北郡仙北町堀見内字東谷
地村四一ノ三 竹村美奈子外三百

紹介議員 細谷 昭雄君

100

第二四一四号 平成五年五月二十四日受理
腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願
（五通）

紹介議員 紀平 悌子君

第二四一六号 平成五年五月二十四日受理
人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請

請願者 熊本県菊池郡菊陽町原水四、九五
八ノ三一 山下恵津子外四十九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二一〇三三号と同じである。

第二四一九号 平成五年五月二十四日受理
人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願
請願者 札幌市白石区川下四条二ノ一
六 芦田耕治郎外九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第二一〇三五号と同じである。

第二四二二号 平成五年五月二十四日受理
医療制度の対策と改善に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第二一〇三〇号と同じである。

第二四二三号 平成五年五月二十四日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第二一〇三〇号と同じである。

第二四二五号 平成五年五月二十四日受理
在宅障害者の介助体制確立に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第二一〇三〇号と同じである。

第二四二六号 平成五年五月二十四日受理
重度障害者のケアハウスの設置に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第二一〇三五号と同じである。

第二四二七号 平成五年五月二十四日受理
重度障害者の所得保障充実のための障害基礎年金の増額に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第二一〇三〇六号と同じである。

第二四三一号 平成五年五月二十四日受理
脊(せき) 髄神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第二一〇三一二号と同じである。

第二四三三三号 平成五年五月二十四日受理
無年金重度障害者の救済策の早期策定に関する請願
請願者 香川県仲多度郡満濃町岸上八五一

紹介議員 喜岡 淳君
この請願の趣旨は、第二一〇三一二号と同じである。

第二四三八号 平成五年五月二十四日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 宮崎県宮崎郡清武町大字加納甲

紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第二一〇三一二号と同じである。

第二四三九号 平成五年五月二十四日受理
人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願
請願者 三重県度会郡小俣町本町八〇三

紹介議員 井上 哲夫君

この請願の趣旨は、第二一〇三三五号と同じである。

第二四四〇号 平成五年五月二十四日受理
ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願
請願者 東京都武蔵村山市本町二ノ五五ノ

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二一〇三三五号と同じである。

第二四四四号 平成五年五月二十四日受理
人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願
請願者 北海道勇払郡追分町若草二ノ一

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二一〇三三五号と同じである。

第二四五〇号 平成五年五月二十四日受理
人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願
請願者 福岡県久留米市津福本町五一七ノ

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第二一〇三三五号と同じである。

第二四五三三号 平成五年五月二十四日受理
ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願
請願者 東京都日野市程久保三ノ一一ノ二

紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第二一〇三三五号と同じである。

第二四五四号 平成五年五月二十四日受理
ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願
請願者 東京都板橋区南常盤台一ノ三九ノ

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第二一〇三三五号と同じである。

第二四五七号 平成五年五月二十四日受理
養歯の保険点数の大幅改善等に関する請願
請願者 大阪府西成区天下茶屋東二ノ一

紹介議員 白浜 一良君
食生活の変化や、加齢によって入れ歯の使用を余儀なくされている人々は年々増えている。高齢化社会を迎え、良い入れ歯で快適な食生活を送ることは健康の源であり、多くの国民の願いである。しかし、入れ歯使用者の半数は入れ歯が合わず、不満や悩みを訴えている。歯科医師が保険で良い入れ歯をつくるために、懸命に努力しても、健康保険から支払われる入れ歯の診療報酬は総入れ歯(上下)で五万円、人件費や技工料を差し引くと赤字の上、装着後に必要な入れ歯の調整料も無く、歯科医師や歯科技工士も苦しんでいる。この原因は入れ歯に支払われる診療報酬が余りにも低いためである。健康保険で良い入れ歯を求めるのは国民の権利である。政府は、保険の入れ歯をつくるための診断・設計料、製作料や調整料、指導料などを緊急に引き上げ、歯科医師や歯科技工士が時間と手間がかけられるよう、良い入れ歯をつくるための条件を整えるべきである。口腔(こう)の健康は、クオリティ・オブ・ライフ(質の高い快適生活)の根幹をなすもので、国民が医療を必要としたときに、それが提供されるのに必要な制度と医療費を準備することは政府の責任である。ついては、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、入れ歯の保険点数を大幅に改善するなど、「(か)める入れ歯」ができる条件を整備すること。

二、歯科技工士、歯科衛生士の技術と労働を正當に評価し、診療報酬に反映させること。

第二四六一号 平成五年五月二十四日受理
食品添加物及び農薬の規制基準の強化に関する請願
請願者 横浜市西区境之谷九八TDKAP

二四四 関正美外二千七百四十六名

紹介議員 千葉 景子君

今、混迷する社会の中で平和、民主主義、国民の権利の擁護など、憲法の精神と共通する「協同」の大切さが求められている。こうした中で、私たちは様々な取組をしてきた。まず、暮らしを見つめるために家計簿に対する取組をしてきたが、収入の伸びに比べて税金や社会保険費は二倍以上の伸びに比べて税金や社会保険費は二倍以上の伸びを続けて暮らしを圧迫している。環境に対する取組では、大気汚染測定（NOx）を県内一斉に六月と十二月に約五千箇所を実施し、大気汚染が深刻な状況になっていることが分かった。健康への心配が増している。また、飲み水でもある相模川の水質調査をした結果、有害物質が基準を超えていることが分かった不安を感じている。高齢化が進む中で福祉・助け合い活動に積極的に取り組んでおり、ケアを受けている人のアンケートを取ったが、実態は大変深刻な状況である。一方、医療の面でも診察報酬改定や差額室料の拡大など医療・福祉の後退が心配される。平和に対する取組では、二度と被爆者をつくらないためにも、母子の原爆展やヒロシマ・ナガサキ行動、非核国際自治体会議をNGOの立場で取り組んで平和への願いを訴えてきた。については、次の事項について早急に実現を図りたい。

一、食の安全確保のため「国際平準化」の名による規制緩和をやめ、食品添加物及びポストハーベストを含む農薬の規制基準を強化すること。

第二四六二号 平成五年五月二十四日受理

被爆者援護法の制定に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一ノ八

五ノ七 井上清外二千九百七十三名

紹介議員 千葉 景子君

今、混迷する社会の中で平和、民主主義、国民の権利の擁護など、憲法の精神と共通する「協同」の大切さが求められている。こうした中で、私たちは様々な取組をしてきた。まず、暮らしを見つめるために家計簿に対する取組をしてきたが、収入の伸びに比べて税金や社会保険費は二倍以上の伸びに比べて税金や社会保険費は二倍以上の伸びを続けて暮らしを圧迫している。環境に対する取組では、大気汚染測定（NOx）を県内一斉に六月と十二月に約五千箇所を実施し、大気汚染が深刻な状況になっていることが分かった。健康への心配が増している。また、飲み水でもある相模川の水質調査をした結果、有害物質が基準を超えていることが分かった不安を感じている。高齢化が進む中で福祉・助け合い活動に積極的に取り組んでおり、ケアを受けている人のアンケートを取ったが、実態は大変深刻な状況である。一方、医療の面でも診察報酬改定や差額室料の拡大など医療・福祉の後退が心配される。平和に対する取組では、二度と被爆者をつくらないためにも、母子の原爆展やヒロシマ・ナガサキ行動、非核国際自治体会議をNGOの立場で取り組んで平和への願いを訴えてきた。については、次の事項について早急に実現を図りたい。

これは様々な取組をしてきた。まず、暮らしを見つめるために家計簿に対する取組をしてきたが、収入の伸びに比べて税金や社会保険費は二倍以上の伸びを続けて暮らしを圧迫している。環境に対する取組では、大気汚染測定（NOx）を県内一斉に六月と十二月に約五千箇所を実施し、大気汚染が深刻な状況になっていることが分かった。健康への心配が増している。また、飲み水でもある相模川の水質調査をした結果、有害物質が基準を超えていることが分かった不安を感じている。高齢化が進む中で福祉・助け合い活動に積極的に取り組んでおり、ケアを受けている人のアンケートを取ったが、実態は大変深刻な状況である。一方、医療の面でも診察報酬改定や差額室料の拡大など医療・福祉の後退が心配される。平和に対する取組では、二度と被爆者をつくらないためにも、母子の原爆展やヒロシマ・ナガサキ行動、非核国際自治体会議をNGOの立場で取り組んで平和への願いを訴えてきた。については、次の事項について早急に実現を図りたい。

一、被爆者援護法を早期に実現すること。

第二四六六号 平成五年五月二十五日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 札幌市東区北三十条東六ノ二ノ一

八 福士保賢外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二四七〇号 平成五年五月二十五日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願（十通）

請願者 熊本県鹿本郡鹿北町大字多久一、

〇六〇ノ四 田中智子外九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二四七三三号 平成五年五月二十五日受理

ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願

請願者 群馬県太田市台之郷一、二九〇ノ二 佐藤茂雄外九百十六名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第二四七四号 平成五年五月二十五日受理

義歯の保険点数の大幅改善等に関する請願

請願者 大阪府西淀川区野里三丁目 月森 司外二千名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第二四五七号と同じである。

第二四七五号 平成五年五月二十五日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 愛知県東海市加木屋町池池一ノ一〇四 三浦隆夫外九百九十九名

紹介議員 新聞 正次君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二四七六号 平成五年五月二十五日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 京都府綴喜郡田辺町草内山科三三 山本博之外九百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二四八一号 平成五年五月二十五日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 京都府宇治市伊勢田町名木二ノ一ノ二〇九 坂本巨外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二四八三三号 平成五年五月二十五日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

請願者 大阪府高槻市玉川四ノ一ノ一ノ一 内園悦郎外九百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二四八五号 平成五年五月二十五日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 北海道常呂郡訓子府町若葉町一〇 一 山川友幸外九百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二四八六号 平成五年五月二十五日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 広島市佐伯区藤垂園一六ノ二 伊藤 藤とせ

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第一六三三号と同じである。

第二四八七号 平成五年五月二十五日受理

ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願

請願者 群馬県桐生市相生町一ノ四二二 羽田邦夫外九百九十九名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第二四八八号 平成五年五月二十五日受理

ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願

請願者 東京都練馬区大泉町三ノ一三ノ一 九 小堺かづ子外八百名

紹介議員 南野知恵子君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第二四九三三号 平成五年五月二十六日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 札幌市厚別区厚別中央五条四ノ

三ノ一二 小林和英外九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二四九八号 平成五年五月二十六日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願(八通)

請願者 熊本市奥古閑町三、一三三 加藤

裏外七十九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二五〇一号 平成五年五月二十六日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡王寺町久度二丁目

橋本勝義外九百九十九名

紹介議員 日下部博代子君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二五〇二号 平成五年五月二十六日受理

ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願

請願者 川崎市高津区宇奈根六二七 河崎

嘉一外八百名

紹介議員 日下部博代子君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第二五〇三号 平成五年五月二十六日受理

義歯の保険点数の大幅改善等に関する請願

請願者 岐阜県安八郡神戸町末守五七一ノ

一 宮川勝三外二千名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第二四五七号と同じである。

第二五一一号 平成五年五月二十六日受理

高齢者保健福祉施策の充実に関する請願(二通)

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四

上條密門外一名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二三六四号と同じである。

第二五二三号 平成五年五月二十六日受理

重度障害者施設等の男性介護職員の養成・配置等に関する請願(二通)

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四

上條密門外一名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二五二四号 平成五年五月二十六日受理

重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願(二通)

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四

上條密門外一名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二三六二号と同じである。

第二五二六号 平成五年五月二十六日受理

保育所措置費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四

上條密門

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第三〇七号と同じである。

第二五二七号 平成五年五月二十六日受理

保育所等社会福祉施設に係る職員配置基準等の抜本的な改善に関する請願(二通)

請願者 長野県松本市大字今井二、七九四

上條密門外一名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二三六〇号と同じである。

第二五二八号 平成五年五月二十六日受理

保育の充実のための保育行政の改善等に関する請願

請願者 岡山市福富中二ノ三ノ一五 國吉

恵美外千名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第四四号と同じである。

第二五二七号 平成五年五月二十七日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願(八通)

請願者 熊本市花園七ノ一三ノ二八 林和

江外七十九名

紹介議員 紀平 倅子君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二五三一号 平成五年五月二十七日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 北海道石狩郡当別町字茂平沢三、

〇六一ノ二三六 宮川章外九十九

名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二五三三三号 平成五年五月二十七日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡麻績村四、六九

三ノ二 宮下森雄外二百二十五名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二五三四号 平成五年五月二十七日受理

男性介護人に関する請願

請願者 長野県上田市大字五加一、二八

九ノ二 神津道徳外百十二名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五三五号 平成五年五月二十七日受理

ウィルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願

請願者 東京都東大和市狭山五ノ一、〇二

八ノ二 宮内忠二外七百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二三九五号と同じである。

第二五三七号 平成五年五月二十七日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 東京都葛飾区青戸六ノ一〇ノ八

地引信外九百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

第二五四一号 平成五年五月二十七日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設定に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺一、七九五ノ

一三 北沢和雄外二百五十六名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二五四二号 平成五年五月二十七日受理

男性介護人に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、五四一 依田

四郎外二百六十一名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五四五号 平成五年五月二十七日受理

食品添加物及び農薬の規制基準の強化に関する請願

請願者 神奈川県大和市草柳三ノ一六ノ一

小香純外二千七百七十七名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第二四六一号と同じである。

第二五四七号 平成五年五月二十七日受理

公的年金制度改善に関する請願

請願者 愛知県稲沢市桜木一ノ二ノ三二

小川秀樹 外九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第二五四八号 平成五年五月二十七日受理

人材確保法に基づく基本指針の具体化に関する請願

請願者 愛知県豊橋市吉田町一〇六 石川 萬外九百九十九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第二〇三五号と同じである。

六月七日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案（菅野壽君外五名発議）
- 一、寒冷地福祉手当支給事業促進法案（菅野壽君外九名発議）
- 一、母子保健法の一部を改正する法律案（木庭健太郎君外二名発議）
- 一、精神保健法等の一部を改正する法律案

各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案

次に掲げる給付については、十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にある者は、十八歳に達していない者とみなして、当該給付に関する法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定を適用する。

- 一 法律の規定による年金たる給付であつて老齢又は退職を支給事由とするもののうち、十八歳未満の者についてその額の加算要件が設けられているもの
- 二 法律の規定による年金たる給付であつて障害を支給事由とするもののうち、十八歳未満の者についてその額の加算要件が設けられているもの
- 三 法律の規定による年金又は一時金たる給付であつて死亡を支給事由とするもの（弔慰金を含む。）のうち、十八歳未満の者について支給要件、その額の加算要件又はその額の算定の区分が設けられているもの

あつて死亡を支給事由とするもの（弔慰金を含む。）のうち、十八歳未満の者について支給要件、その額の加算要件又はその額の算定の区分が設けられているもの

- 四 未婚遺族等遺族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の規定による留守家族手当（同法附則第四十五項の規定による給付を含む。）
- 五 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当
- 六 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当（同法附則第六条第一項の規定による給付を含む。）

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。
- 2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の年齢要件に関する事実につき十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にあつた者を十八歳に達していなかった者とみなしたとするならば、施行日以後において本則第一号から第三号までに掲げる年金たる給付を受ける権利を有し、又は当該年金たる給付の額が加算されることとなる者については、当該事実についても、本則の例により、当該給付に関する法律の規定を適用する。ただし、この法律の施行の際現に他の者が有する年金たる給付を受ける権利が消滅し、又は当該年金たる給付の支給が停止されるべきこととなる場合については、この限りでない。
- 3 前項の規定は、施行日の属する月以降の分に係る年金たる給付については適用し、同月前の分に係る年金たる給付については適用しない。
- 4 施行日前の支給事由に係る年金たる給付を受ける権利を有する者の権利が施行日以後に消滅した場合に係る本則第三号に掲げる一時金たる給付に関しては、施行日前の年齢要件に関する事実についても、本則の例により、当該給付に関する法律の規定を適用する。

5 附則第二項の規定を適用することにより本則第三号に掲げる年金たる給付を受けることができることとなる者が、当該年金たる給付を受けることができたとするならばその支給を受けることができなかった一時金たる給付を受けた場合における当該一時金たる給付は、その者に対する当該年金たる給付の内私とみなす。

6 本則各号に掲げる給付に関する事実でこの法律の施行の際現に存するものについてこの法律の規定を適用することにより、施行日において当該給付の支給又はその額の改定の請求を行うことができることとなる場合において、当該請求が施行日の属する月の末日までにされたときは、当該給付の支給又はその額の改定は、当該給付に係る支給期間又は額の改定時期に関する法律の規定にかかわらず、同月から行う。

7 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

この法律の施行に要する経費
この法律の施行に伴い増額を要する国庫負担に係る経費は、平年度約八十九億円の見込みである。

寒冷地福祉手当支給事業促進法案
寒冷地福祉手当支給事業促進法案
(目的)
第一条 この法律は、市町村が行う寒冷地福祉手当の支給に関する事業を促進するため、当該事業についての国の補助に關し必要な事項を定め、もつて寒冷地における年金受給者の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(国の補助)
第二条 市町村が、寒冷地の年金受給者である住民に対し、その者の暖房費に係る経済的負担の軽減を図るため、寒冷地福祉手当を支給する事業を行う場合において、道県がその費用の一部を補助するときは、国は、道県に対し、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の

三分の二を補助するものとする。ただし、市町村の当該事業に要する費用の二分の一に相当する額を限度とする。

(寒冷地)
第三条 前条の寒冷地は、寒冷の度が甚だしい地域として政令で定める地域とする。

(年金受給者)
第四条 第二条の年金受給者は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による年金たる給付、同法第五十一条に規定する被用者年金各法による年金たる給付その他の政令で定める公的年金給付を受ける者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）による補償その他の政令で定める給付を受けることができることにより、公的年金給付につきその支給が停止されている者を含む。）のうち次の各号のいずれかに該当する者（生計を同じくする者によつて生計を維持している者及び他の法令の規定により寒冷に係る給付を受けている者その他政令で定める者を除く。）であつて、政令で定めるところにより算定したその者の所得が次の各号の区分並びに所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額（二以上の号に該当する者にあつては、そのうちの最も高い額とする。）以下であるものとする。

- 一 六十五歳以上である者
- 二 国民年金法第三十条第二項の障害等級に該当する程度の障害の状態にある者
- 三 母子状態（これに準ずる状態を含む。）又は遺児状態にある者として政令で定める者

(補助の算定)
第五条 第二条の規定による国の補助の額を算定する場合においては、市町村が支給する寒冷地福祉手当の額は、寒冷の度並びに同条の年金受給者と生計を同じくする者で当該年金受給者により生計を維持しているものの有無及び数に応じて通常必要と認められる暖房費の三分の一に相当する額として政令で定める額を上限とする

ものとする。

(現物給付)

第六条 第二条の規定による国の補助は、寒冷地福祉手当を支給する事業を現物給付によって実施する場合についても、行うものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六十五号中「及び民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)」を「民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)及び寒冷地福祉手当支給事業促進法(平成五年法律第五号)」に改める。

この法律の施行に要する経費は、平年度約四十五億円の見込みである。

母子保健法の一部を改正する法律案

母子保健法の一部を改正する法律案

母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 母子保健施設(第二十二条)」を「第三章 母子保健に関する基盤の整備(第二十二条―第二十二条の八)」に、「(第二十三条―第二十七条)」を「(第二十二条の九―第二十六条)」に改める。

第一条中「健康診査」の下に「介護」を加える。

(施策の有機連携)

第五条第一項中「に努めなければならない」を「を図る責務を有する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の二 母子保健に関する施策は、保健、医療、福祉、労働、教育その他の分野にわたって、

有機的連携の下に総合的かつ計画的に策定され、及び実施されなければならない。

2 前項の場合においては、母性と就業の両立が確保され、及び父親の育児への参加が促進されるように配慮されなければならない。

第八条を次のように改める。

(都道府県の協力等)

第八条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うほか、政令で定めるところにより、市町村と連携を図りつつ、市町村に代わって、母子保健に関する事業の一部を行うことができる。

第九条中「都道府県及び」を削り、「又は育児」を「育児又は家族計画」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の場合において、思春期からの健康の保持及び増進並びに父親の育児への参加の促進を図るよう努めなければならない。

第十条中「都道府県又は保健所を設置する市」を「市町村」に、「行い、又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 市町村は、厚生省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める回数の健康診査を行わなければならない。

一 妊娠中の女子 六回

二 出産後一年以内の女子 一回

三 乳児 一回

四 満一歳六箇月を超え満一歳八箇月に達しない幼児 一回

五 満三歳を超え満四歳に達しない幼児 一回

第十三条中「都道府県又は保健所を設置する市」を「市町村」に改める。

(居宅における介護等)

第十四条の二 市町村は、必要に応じ、妊産婦に對して、出産に要する費用につき援助をするよう努めなければならない。

第十四条の三 市町村は、妊産婦が妊娠又は出産に伴う疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたとき認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅において食事等の介護、乳児の保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜の供与を委託する措置を採ることができ

(妊産婦の休養に関する援助)

第十四条の四 市町村は、安静を必要とする妊産婦について、その申出により、母子休養施設その他の適当と認められる施設に入所させて当該妊産婦に必要な休養を取らせ、及びこれに併せて当該妊産婦が自らその乳児を養育することができよう適切な援助をするよう努めなければならない。

第十五条第二項を削る。

第十七条の見出しを「(健康診査に基づく訪問指導等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

市町村長は、第十二条又は第十三条の規定による健康診査の結果に基づき必要があると認めるときは、医師、助産婦、保健婦若しくはその他の職員をして、その妊産婦若しくは乳児若しくは幼児(第十一條又は第十九條の規定により指導が行われている乳児又は幼児を除く)の保護者を訪問させて必要な指導を行わせ、又は疾病にかかっている疑いのある妊産婦、乳児若しくは幼児について、医師若しくは歯科医師の

診療を受けることを勧奨するものとする。

第十七条第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「市町村」に改め、「妊産婦」の下に「乳児又は幼児」を加え、「妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき」を削る。

第二十一条の見出しを「(費用の徴収)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定により第十条の規定による保健指導又は」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三章 母子保健に関する基盤の整備

第二十二条に見出しとして「(母子健康センター)」を付し、同条第一項中「設置するよう努めなければならない」を「設置するものとする」に改め、同条第二項中「を行ない」を「並びに家族計画に関する助言を行ない」に、「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、第三章中同条の次に次の七条を加える。

(母子休養施設)

第二十二条の二 市町村は、母子休養施設を設置するよう努めなければならない。

2 母子休養施設は、無料又は低額な料金で、安静を必要とする妊産婦を入所させて必要な休養を取らせることを目的とする施設とする。

(母子保健のための地域組織の育成)

第二十二条の三 市町村は、母子保健に関する事業を推進する基盤となる地域組織の育成を図るものとする。

(母子保健推進員)

第二十二条の四 市町村は、保健婦、助産婦、看護婦又は母子保健に関する事業について熱意のある者に対し、妊産婦等の実情を把握すること及び母子保健に関する施策を周知させることを委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、母子保健推進員と称する。

3 母子保健推進員は、その委託を受けた業務を

ター（第五十一条の二―第五十一条の十二）

に改める。

第二条中「教育施設」の下に「並びに地域生活援助事業」を加える。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(精神障害者等の社会復帰への配慮)

第二条の三 医療施設若しくは社会復帰施設の設置者又は地域生活援助事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たっては、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活援助事業を行う者は、精神障害者等の社会復帰の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三条中「精神病者(中毒性精神病者を含む)、精神薄弱者及び精神病質者」を「精神分裂病、中毒性精神病、精神薄弱、精神病質その他の精神疾患を有する者」に改める。

「第二章 施設」を「第一章 施設及び事業」に改める。

第九条第一項中「次項及び次条」を「以下この章及び第五章の二」に改める。

第十条の二を次のように改める。

(精神障害者地域生活援助事業)

第十条の二 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業(地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(国又は都道府県の補助)

第十条の三 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 精神障害者地域生活援助事業に要する費用

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 都道府県が行う精神障害者地域生活援助事業に要する費用

三 前項の規定による補助に要した費用

第十四条第三項中「及び精神障害者」を「精神分裂病者」に改め、「従事する者」の下に「及び精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業に従事する者」を加える。

第二十條の前の見出しを「保護者」に改め、同条第一項中「保護義務者」を「保護者」に、「但し、左の」を「ただし、次の」に改め、同条第二項中「保護義務者」を「保護者」に、「左の通り」を「次のとおり」に、「但し」を「ただし」に、「申立」を「申立て」に改め、同条第三項中「但書」を「ただし書」に改める。

第二十一條中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第二十二條第一項中「保護義務者」を「保護者」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「保護義務者」を「保護者」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に、「当該」を「当該」に改める。

第二十二條の三を第二十二條の四とし、第二十二條の二を第二十二條の三とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 保護者は、第四十一條の規定

による義務(第二十九條の三又は第二十九條の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限り)を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

第三十二條第一項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三條及び第三十三條の四第一項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第三十四條中「三週間」を「一週間」に改める。

第三十八條中「精神病院」の下に「その他の精神障害者の医療を提供する施設」を加え、「入院中の者」を「当該施設において医療を受ける精神障害者」に、「保護義務者等」を「保護者等」に改める。

第三十八條の四「保護義務者」を「保護者」に改める。

第三十八條の七第二項中「第二十二條の第三項」を「第二十二條の四第三項」に改める。

第三十九條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第六号中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第四十一條(見出しを含む)中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第四十二條第一項中「精神障害者」の下に「又は当該精神障害者と同居する保護者等」を加える。

第四十三條中「第二十七條又は」を「第二十七條若しくは」に、「第二十九條の三又は」を「第二十九條の三若しくは」に改め、「認めるもの」の下に「又は当該精神障害者と同居する保護者等」を加え、「その者」を「これらの者」に改める。

第四十四條から第四十八條までを次のように改める。

第四十四條から第四十八條まで 削除

第四十九條中「保護義務者」を「保護者」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 精神障害者社会復帰促進センター

(指定等)

第五十一條の二 厚生大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

4 厚生大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第五十一條の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。

二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。

三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の

社会復帰の促進に関する研究を行うこと。

四 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、第二号の規定による研究開発の成果又は前号の規定による研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業の業務に関し、当該事業に従事する者及び当該事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰を促進するために必要な業務を行うこと。

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設、設置者、精神障害者社会復帰施設の設置者及び精神障害者地域生活援助事業を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生省令で定めるものを提供することができる。

(特定情報管理規程)

第五十一条の五 センターは、第五十一条の三第二号及び第三号に掲げる業務に係る情報及び資料(以下この条及び第五十一条の七において「特定情報」という。)の管理並びに使用に関する規程(以下この条及び第五十一条の七において「特定情報管理規程」という。)を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生大臣は、前項の認可をした特定情報管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適当となつたと認めるときは、センターに対し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚

生省令で定める。

(秘密保持義務)

第五十一条の六 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第五十一条の三第二号又は第三号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(解任命令)

第五十一条の七 厚生大臣は、センターの役員又は職員が第五十一条の五第一項の認可を受けた特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十一条の八 センターは、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に厚生大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第五十一条の九 厚生大臣は、第五十一条の三に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十七条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と、「その者の居住する場所」とあるのは「センターの事務所」と、「指定医及び当該職員」とあるのは「当該職員」と、同条第六項中「第四

項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替へるものとする。

(監督命令)

第五十一条の十 厚生大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、センターに対し、第五十一条の三に規定する業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十一条の十一 厚生大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第五十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正な行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定による命令若しくは処分違反したとき。

2 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章の三 雑則

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用が

あるものとする。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対し再審査請求をすることができる。

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条に次の一号を加える。

五 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十七条第一号中「第二十二條の第三項後段」を「第二十二條の四第三項後段」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第二条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号の三中「事業」の下に「及び同法にいう精神障害者地域生活援助事業」を加える。

(医療法の一部改正)

第三条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「設置」の下に「又は同法第十条の二に規定する精神障害者地域生活援助事業の実施」を加える。

(栄養士法の一部改正)

第四条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「伝染性」を「精神病又は伝染性」に改め、同条を同条第一号とし、同条第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(診療放射線技師法の一部改正)

第五条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第

二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第四条を次のように改める。

(絶対的欠格事由)

第四條 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、前条の規定による免許(第二十條第二号を除き、以下「免許」という。)を与えない。

第五條 第一項第一号中「伝染性」を「精神障害者又は伝染性」に改める。

第九條 第一項中「第四條各号のいずれか」を「第四條の規定」に改め、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第四項中「第一項又は」を削る。

(あへん法の一部改正)

第六條 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條 中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第十四條 第六号中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第七号とし、同条第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 精神病者

第十八條 第一項中「乾そう場」を「乾燥場」に、「但し」を「ただし」に、「こえて」を「越えて」に改め、同条第二項中「第十四條第三号から第五号まで」を「第十四條第四号から第六号まで」に改め、同条第三項中「添付」を「添付」に改める。

第四十二條の見出しを「(許可の取消し)」に改め、同条第二項中「基く」を「基づく」に、「第十四條第二号若しくは第六号」を「第十四條第一号、第三号若しくは第七号」に改める。

(調理師法の一部改正)

第七條 調理師法(昭和三十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。
第四條の見出しを「(絶対的欠格事由)」に改め、同条中「前条」を「第三條」に改め、同条

第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三号中「第六條第二項」を「第六條第二項第二号に該当し同項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(相対的欠格事由)

第四條 二 精神病者に対しては、第三條の免許を与えないことがある。

第六條の見出しを「(免許の取消し)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、調理師が次の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 精神病者

二 その責に帰すべき事由により、調理の業務に關し食中毒その他衛生上重大な事故を發生させたとき。

(製菓衛生師法の一部改正)

第八條 製菓衛生師法(昭和四十一年法律百十五号)の一部を次のように改正する。

第六條の見出しを「(絶対的欠格事由)」に改め、同条第一号中「精神病者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条第二号中「第八條第二項」を「第八條第二項第二号に該当し同項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(相対的欠格事由)

第六條 二 精神病者には、免許を与えないことがある。

第八條 第二項を次のように改める。
2 都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号の一に該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 精神病者

二 その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に關し食中毒その他衛生上重大な事故を發生させたとき。

(行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の一部改正)

第九條 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)の一部を

次のように改正する。

附則第五條第六項後段を次のように改める。

この場合において、旧法第九條第一項中「第四條(絶対的欠格事由)各号のいずれかに該当するに至つたとき」とあるのは「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者となつたとき」と、同条第二項中「第五條(相対的欠格事由)各号のいずれかに」とあるのは「精神障害者又は行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律第二十二條の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法第五條各号のいずれかに」と、同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」とする。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條中精神保健法の目次の改正規定(第五章 医療及び保護(第二十条 第五十一條)を「第五章の三 雑則(第五十一條の十二)」に改める部分に限る。)及び第五章の次に二章を加える改正規定(第五章の三に係る部分に限る。)並びに附則第五條中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

(検討)

第一條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一條の規定による改正後の精神保健法(以下この条及び次条において「新法」という。)の規定の施行の状況及び精神保健を取り巻く環境の変化を調査し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三條 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正後の精神保健法第十條の二第一項に規定する

定する精神障害者地域生活援助事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について社会福祉事業法第六十四條第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「精神保健法等の一部を改正する法律(平成五年法律第 号)の施行の日から起算して三月」とする。

第三條 第五條の規定による改正前の診療放射線技師法第九條第一項の規定により免許の取消処分を受けた者(第五條の規定による改正前の同法第四條第一号に該当するに至つたことにより免許の取消処分を受けた者に限る。)について、第五條の規定による改正後の同法(以下この条において「新法」という。)第九條第四項の規定を適用する場合においては、当該取消処分を受けた者を新法第九條第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第九條 第九條の規定による改正前の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法第九條第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

第九條 第九條の規定による改正前の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法第九條第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

第九條 第九條の規定による改正前の行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律附則第五條第六項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧法第九條第二項の規定により免許の取消処分を受けた者とみなす。

第六
第五條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二條の十九第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 精神保健に関する事務

別表第四第二号(十)中「保護義務者」を「保護者」に改める。

(優生保護法の一部改正)

第七
第六條 優生保護法(昭和二十三年法律第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「雇つてゐる」を「かかつてゐる」に、「保護義務者」を「保護者」に改める。

第十四條第一項中「指定医師」を「指定医師」に、「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「癩疾患」を「らい疾患」に、「雇つてゐる」を「かかつてゐる」に改め、同条第三項中「保護義務者」を「保護者」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第八
第七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十二号中「取り消すこと」を「取り消し、並びに同法の規定に基づき精神障害者社会復帰促進センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと」に改める。

平成五年六月二十一日印刷

平成五年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F